○関東地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
安中市中宿字柳町一七三番四から同市安中四丁目字下ノ堀四六八〇番一まで	前	二五・五〇～三七・七〇メートル　〇・二〇三キロメートル
	後	二四・五〇～四二・七〇メートル　〇・二〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	安中市中宿字二ツ橋二三五番四地先から同市安中四丁目字下ノ堀四六八〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十三日

○関東地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	みどり市笠懸町鹿三〇〇三番一から同市笠懸町鹿二九三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十三日

○関東地方整備局告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一二六番一から同町松崎字溝前通一二〇番一まで	〇・〇〇～一一九・一〇メートル　〇・一七三キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年二月十五日

○北陸地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十三日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　白山都市計画道路事業三・五・二十七号　金沢小松線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県白山市村井町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
二百六十号	三重県度会郡南伊勢町棚橋竈地内	改築	平成二十七年二月十三日

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び百九十五号	阿南市富岡町南向一〇番一地先から同市富岡町滝の下四三番二まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十三日

○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	豊前市大字塔田七六八番一から同市大字塔田七六九番四まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十五日

○九州地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
豊後大野市大野町田代字馬渡り一二五七番二から同市朝地町下野字上牛ケ迫一四四番一まで	前	二三・四〇～四三・〇〇メートル　五・八九〇キロメートル
	後	二一・七〇～四三・〇〇メートル　五・八九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所